

歌舞伎町ルネッサンス推進協議会会則

(設置)

第1条 歌舞伎町の安全・安心と環境美化を推進するとともに、健全で魅力あふれるまちづくりを進め、歌舞伎町から新たな文化を創造し、発信していくことにより、安全な歌舞伎町を築き、誰もが安心して楽しむことができるエンターテイメントシティ・歌舞伎町へと再生するため、歌舞伎町ルネッサンス推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 歌舞伎町の安全・安心及び環境美化に関する事項
- (2) 歌舞伎町の活性化及び文化の発信に関する事項
- (3) 歌舞伎町のまちづくりに関する事項
- (4) その他歌舞伎町の再生に関し必要と認める事項

(構成等)

第3条 推進協議会の委員は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 推進協議会に、次に掲げる役員を置く。

- (1)会長
- (2)会計
- (3)監事

4 会長は、新宿区長をもって充てる。

5 会計及び監事は、委員の互選とする。

6 委員は、会長が任命する。

(役員の職務)

第4条 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

2 会計は、推進協議会の経理に関する事務をつかさどる。

3 監事は、推進協議会の経理を監査し、その結果を推進協議会に報告する。

(会議)

第5条 推進協議会は、会長が招集する。

2 推進協議会において必要があると認めたときは、推進協議会の委員以外の者を推進協議会に出席させて意見を聞くことができる。

3 会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

(会計)

第6条 推進協議会の経費は、別表第2に掲げる各団体が負担する。

2 推進協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(会議等体の設置)

第7条 推進協議会に、第2条各号に掲げる事項に関する課題の整理、関係団体相互間の連絡調整等を行うため、会議体を置くことができる。

2 会議体の構成員等は、別に定める。

(プロジェクト)

第8条 第2条各号に掲げる事項に関する対策を推進するため、次に掲げるプロジェクトを置く。

- (1) 歌舞伎町クリーン作戦プロジェクト
- (2) 歌舞伎町地域活性化プロジェクト
- (3) 歌舞伎町まちづくりプロジェクト

2 前項各号のプロジェクトについて、必要な事項は別に定める。

(周辺地域関係団体等との調整)

第9条 推進協議会は、新宿駅周辺環境対策会議、大久保・百人町地区クリーン活動協議会、などの歌舞伎町に隣接する地域で行われている環境浄化活動組織、環境美化活動組織、まちづくり推進団体との連携を図る。

(庶務)

第10条 推進協議会の庶務は、新宿区において処理する。

(委任)

第11条 この会則に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この会則は、平成17年1月27日から施行する。

2 第6条第2項の規定にかかわらず、平成16年度に限り、推進協議会の会計年度は、平成17年1月27日に始まり、平成17年3月31日に終わるものとする。

附 則

1 この会則は、平成18年1月27日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成25年3月1日から施行する。

附則

1 この会則は、平成26年12月1日から施行する。

附則

1 この会則は、令和6年12月1日から施行する。

2 令和7年に新たに加わる委員の任期は、他の委員の残任期間と同一とする。